

令和 8 年 6 月 1 日

監 査 報 告 書

学校法人資生堂学園

理 事 会 御 中

評 議 員 会 御 中

学校法人資生堂学園

監事

岡本 仁志 

監事

紫 由美子 

私たちは、学校法人資生堂学園（以下「本学園」という。）の監事として、私立学校法第 52 条第 1 号及び本学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）第 30 条第 1 項第 1 号に基づき、令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）における本学園の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について監査を行いました。その方法及び結果について、私立学校法第 56 条第 1 項及び寄附行為第 30 条第 1 項第 2 号に基づき、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

- (1) 理事及び教職員と十分に意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会、評議員会その他重要な会議に出席し、理事及び教職員から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、更に、重要な決裁書類、組織内規程、議事録等を閲覧して、本学園の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を調査いたしました。
- (2) 会計帳簿及び関係資料を調査し、令和 7 年度に係る計算関係書類等（計算書類（貸借対照表、事業活動収支計算書及び資金収支計算書）及びその附属明細書、収益事業会計に係る貸借対照表及び損益計算書）並びに財産目録について検討いたしました。更に、事業報告書及びその附属明細書についても検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 計算関係書類等及び財産目録の監査結果

- ① 計算関係書類等及び財産目録は、本学園の財産及び収支の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。
- ② 追記情報として記載すべき事項はありません。

(2) 事業報告書及び附属明細書の監査結果

- ① 事業報告書及び附属明細書は、法令及び寄附行為に従い、本学園の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はありません。

以 上